

第17号議案

芦屋市歯科センターの管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市歯科センターの管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年2月22日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市歯科センターにおいて障害者（児）の歯科診療を行うため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市歯科センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市歯科センターの管理に関する条例（平成22年芦屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 障害者（児）の歯科診療に関すること。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市歯科センターの管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市歯科センターにおいて障害者（児）の歯科診療を行うため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

芦屋市歯科センターの業務に障害者（児）の歯科診療に関することを加える。

(第2条関係)

3 施行期日

平成23年4月1日